

平成26年度 第2回江別市消防委員会議事録

日 時：平成27年2月23日（月）

15：00～16：14

場 所：消防本部庁舎多目的ホール

出席者【敬称略】

消防委員会：	委員長	山 崎	優	
	副委員長	村 田	京 華	
	委員	徳 永	俊 司	
	委員	川 岸	裕 子	
	委員	飯 沼	美智子	
	委員	丸 山	博 幸	
	委員	田 村	修 一	7名
消防本部：	消防長、次長、署長、警防課長、指令課長、消防課長、予防課長、救急課長			8名
事務局：	庶務課長、庶務係長、庶務係員			3名
				計18名

議事内容（消防委員会資料参照）

1. 開 会

庶務課長 消防委員会の事務局を担当しております、庶務課長の永嶋でございます。本日もよろしくお願いたします。

このあと、平成26年度第2回消防委員会を開催いたしますが、江別市情報公開条例第20条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するために、本日、委員会を公開することとしておりましたが、傍聴される方がおりませんことを報告いたします。

それでは、事務局から本日ご出席の委員の皆様をご紹介いたしたいと存じます。

それでは、委員をご紹介させていただきます。

- ◎ 委員長の 山崎 優（やまざき まさる）様でございます。
- ◎ 副委員長の 村田 京華（むらた きょうか）様でございます。
- ◎ 委員の 徳永 俊司（とくなが しゅんじ）様でございます。
- ◎ 同じく委員の 川岸 裕子（かわぎし ゆうこ）様でございます。
- ◎ 同じく委員の 飯沼 美智子（いいぬま みちこ）様でございます。
- ◎ 同じく委員の 丸山 博幸（まるやま ひろゆき）様でございます。
- ◎ 同じく委員の 田村 修一（たむら しゅういち）様でございます。

以上で委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局よりご連絡致します。

委員会開催中、災害が発生した場合この場から複数名の職員が出動致します。その場合、報告案件の説明順位の変更や、場合によっては会議時間の短縮をお願いする場合がございますので、ご了承願います。

開催にあたりまして、山崎委員長から一言あいさつをお願いいたします。

2. 委員長挨拶

- 山崎委員長 皆さま、こんにちは。
- 平成26年度も残すところあと1か月となり、たいへんお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。消防委員各位並びに事務局職員におかれましては委員会運営に多大なご協力をいただき感謝申し上げます。消防職員及び消防団員におかれましては市民の安全安心のため日頃の活動に感謝申し上げます。
- さて、今年は戦後70年の節目を感じます。70年間戦争が起こらなかったことで、家族が安心して暮らせることを喜んでおります。この日本の平和の考え方が世界共通であることを願っています。
- 昨日ですが、江北まつり三世代交流に参加してまいりました。まつりの実行委員は農業者が中心となる江北まちづくり会が開催し、皆さんの手作りのおまつりでした。私も初めて参加したのですが、来場総数が2千人と、人が途切れることなく盛大に終えたということで皆さん喜んでおられました。
- 最後になりますが、江別市消防行政の円滑なる運営のため、消防委員会をしっかりと運営していきたいと考えております。本日はよろしく申し上げます。
- 庶務課長 ありがとうございます。
- 今回の委員会に関しましては、江別市消防委員会条例第2条にございます、審議事項に関しましては、市長より諮問事項を受けておりませんことをご報告致します。
- 次に次第3、報告事項に入りますが、委員会条例第5条の規定によりまして委員長が議長となることとされておりますので、以降は委員長に進行をお任せしたいと存じますので、よろしく願いいたします。
- 山崎委員長 それでは、3の報告事項の(1)平成27年度予算概要について事務局よりご説明願います。
- 庶務課長 それでは、先般1月29日に内示となりました、平成27年度の予算概要についてご説明致します。資料1ページをご覧ください。
- 消防部の予算につきましては経常費予算と臨時費予算で構成され、一番下の消防本部合計では2億8千2百7万3千円となり、昨年度比5千7百27万1千円の増で、昨年比25・5パーセントの大幅な伸びとなっています。
- まず、経常費では全体的に小幅ではありますが、増額傾向となっておりまして、主たる金額増となっているところでは、中段の指令課の消防通信設備整備事業経費の3百99万6千円で、これは平成25年10月から運用を開始致しました、消防救急デジタル無線設備の機能保守に関して、平成26年度で瑕疵担保年度が終了しますことから、平成27年度から機能保守経費が増額するものであります。
- 次に上段、庶務課予算の消防庁舎・出張所維持管理費に関しては、191万8千円と、これは電気料金の大幅な値上げに対する増額であります。
- 消防部と致しましても消防署江別出張所事務所の照明設備のLED化や、日夜出勤回数の多い救急車両車庫の照明設備のLED化を図るなど電力消費量の縮減に取り組んでいるところであります。
- 次に、消防団運営費では、96万3千円の増となっており、年間行事関係でお話させて頂きますが本年6月20日に長沼町で行われる、国土交通省主催の石狩川水系夕張川総合水防訓練に係る訓練に江別市からも消防団員が30名出動する経費が増額されています。
- 次に、減額されている事業は、消防課の消防車両維持管理費で239万3千円の減で、減額の主たる要因は、昨年に比べ大型車両の重整備が無く、また平成23年

から今年度までの4年間で10台の消防車両等が更新され、これは消防車両全体の3分の1を占めており、老朽化した車両が一掃されましたことから、一昨年頃より車両の故障件数が減り、修繕費が顕著に減少傾向を示しており、その観点から減額となっていると考えております。

次に、警防課の警防活動事業費では、24万円の減となっています。昨年は北海道・東北ブロック訓練が青森県で開催され、訓練に江別市から救助工作車1台、隊員5名が緊急消防援助隊として訓練参加しましたが、平成27年度は、全国の緊急消防援助隊訓練が千葉県で行われる視察経費（視察員1名）でありますことから、減額となっているものです。

次に臨時費であります。臨時費は大幅な増額傾向となっています。金額の増が有るところでは、警防課の消防車両整備事業経費、4,899万9千円で、これは計画的な車両の更新に伴う経費で、救助工作車の更新経費となっています。同じく警防課の常備消防用備品等整備事業では、317万9千円の増で消火水の確保不便地域などで使用する小型動力ポンプの更新や、消火薬剤の確保予算、更に消防水利施設・水道管に付随する消火栓や公園などに埋設する防火水槽の維持管理や補修に要する経費が、増額となっています。

次に、減額となっておりますのは、庶務課予算の庁舎・出張所修繕事業費で、昨年比で617万円の減となっています。概ね消防庁舎は適宜改修を行っており、長年使用している施設の改修・修繕もある程度進んでおります。今後、大幅な庁舎改修や施設の修繕に関しましては、市有施設の長寿命化を目的とした、市の長期保全計画などに沿って計画的に改修に努めて参りたいと考えております。

以上で、平成27年度の予算概要を説明致しましたが、昨年からの施策展開しております、江別市消防10か年アクションプランに基づく、3本の柱、消防組織体制の充実・救急体制の充実・火災予防体制の推進を進める上での、予算措置が有る程度認められたと考えております。

説明については以上でございます。

山崎委員長

それでは、只今の報告に関しまして、質問等はございませんか。

ないようですので、次の(2)平成27年度消防関係年間行事(上半期)についてご説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、平成27年度消防関係年間行事(上半期)について、ご説明いたします。

今回は、本年4月から9月までの消防関係の行事予定表の内容について記載させていただいております。

まず、4月には春の全道火災予防運動が4月20日から30日まで実施されます。

5月には、野幌森林公園を火災などから守る事を目的に、毎年、札幌市、北広島市、江別市3市の消防機関が森林公園内で発生した火災時の連絡体制の確認や各消防機関の連携した消火活動の構築を図る事を目的に合同訓練を行います。

6月には、先ほどもお話しさせていただきましたが、長沼町で国土交通省が主催する平成27年度石狩川水系夕張川総合水防演習が行われ、当市からも30名の団員が参加することを記載しております。

7月には、市内各地区での市民まつりへの消防ブースの展示や市民祭りの会場警戒巡視を行います。

8月には、平成27年度、第1回消防委員会を開催する予定です。また末には消防団の日頃の訓練成果を査閲する目的で、団長査閲訓練を実施する予定です。

9月には、消防委員会の山崎委員長様にも参列していただく予定となっております、消防関係物故者法要を予定しております。

以上で、上半期の平成27年度消防関係年間行事の説明を終わらせていただきます。

す。

山崎委員長 只今の報告に関しまして、質問等はございませんか。
なければ(3)職員給与条例の一部改正についてご説明をお願いいたします。

木村次長 平成26年第4回定例市議会において市長部局より提案され、議決を受けました「江別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の内容につきまして、ご説明いたします。

始めに、この給与条例の改正は、当市消防職員の労働条件の最も重要なものの一つである給料・手当に係る変更であることから、消防委員会へ報告するものであります。

まず、改正に至りました経過等をお話いたします。

今回の給与条例の改正は、昨年8月7日に公表されました人事院勧告に基づくものであります。人事院では、全国の企業規模50人以上の約12,400事業所を調査し、民間給与が国家公務員の給与を上回る結果となりましたことから、平成19年以来7年ぶりの勧告となったもので、併せて、2015年度から基本給(給料月額)を引き下げることなどを柱とする「給与制度の総合的見直し」についても勧告されました。

私ども基礎自治体職員の給与は、地方公務員法において「国及び他の地方自治体並びに民間給与との均衡を図ること」とされており、本市は、これまでも民間給与との均衡を図ることを目的に、人事院勧告を尊重した給与改定を行ってまいりましたことから、今回も、勧告内容に準じ、職員の給与を決定することが最も適切であると判断したものであります。

なお「給与制度の総合的見直し」に関しましては、今月下旬から開催を予定しております「平成27年第1回定例市議会」におきまして「給与条例の一部改正」を議案として提出する予定ですので、今回は説明を省略させていただきます。

さらに、本日説明に使用いたします資料は、一部を除き先の議会におきまして、市長部局が説明に使用したものをそのまま転載しております。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

はじめに資料7ページ・8ページ、資料番号3-5、A3版、三つ折りをご覧ください。

これは、ほとんどの本庁職員や消防職員に適用されております「行政職給料表」の級・号俸別の月額給料の一覧です。給与の改定前・改定後の金額とその差額、さらには、改定率を記載しています。

なお、今回の給与改定に伴う各号俸の給料月額は、国の改定に準じて改正されておりますので、国家公務員と同額であり、相対的には、若手職員には厚く、年齢の高い職員には薄く措置されており、号俸の大きい部分ではゼロ改定で、据え置かれた号俸もございました。

また、当市の給料表は、行政職給料表のほかに市立病院の医師・薬剤師や放射線技師などの医療技術職員、さらに看護師や助産師に適用される「医療職給料表(一)・(二)・(三)」、そして学校職員や給食センターの調理を担当する職員に適用されている「現業職給料表」の5種類があり、その職種の持っている特殊性や技術などにより適用される給料表が異なっております。

各職位に適用されます級につきましては、資料5ページ、資料番号3-3下段にあります「級別の標準的な職務内容」に基づき、その職務と責任に応じ級が決定されており、級数が多くなるほど職位が上位となり、勤務年数が多くなるほど号俸が高くなります。

続きまして、資料3ページ、資料番号3-1をご覧ください。

このページは、今回の給与改定の内容をまとめたものであります。

(1) 給料月額の改定であります。給料表上にみる平均給料月額は、34万1, 9

90円から34万3,051円となり、1,061円・0.31%の引き上げとなりました。

なお、この平均値は、あくまで給料表上のもので、実質的な平均給料とは相違していることを、申し添えいたします。

(2)の表は、民間の支給状況等を踏まえ、交通用具使用者に係る通勤手当の改定された額を、一覧表にしたものであります。

市職員には、通勤手当といたしまして、自宅から勤務所までの距離が2kmを超え、かつ、公共交通機関や自家用車等を使用する職員に、通勤手当を支給することとされており、今回は、勤務所まで片道5km以上離れている場合に、100円から7,100円までの幅で引き上げられています。

次は、期末・勤勉手当、所謂、ボーナスの改定についてですが、(3)をご覧ください。

一般に公務員のボーナスは、期末手当と勤勉手当から構成されており、今回の改定は、期末手当は据え置かれ、12月1日基準日の勤勉手当が改定されました。

3段あります表の中段をご覧ください。

区分、「勤勉手当」の改定後(C)欄、12月1日基準日の支給割合が、今までより0.15月分引き上げとなり、0.825月分の支給となりました。

これにより、下段の表、区分が「期末手当+勤勉手当」欄の右端、年間合計に記載のとおり、期末・勤勉手当の年間合計支給月数は、改定前(E)の3.95月から、改定後(F)の4.10月に引き上げられることになりました。

さらに、この勤勉手当の支給月数は、新年度4月1日付で、再度、変更となり、年間支給月数は1.5月分で変わりませんが、夏・冬それぞれが等しい0.75月分となります。

続きまして、資料4ページ、資料番号3-2の「2.給与改定に係る影響額」をご覧ください。

今回の給与改定により生じた影響額について表したものです。

まず、上段の表(1)ですが、会計別の補正額を記載しておりますが、消防予算の属する「一般会計」では、6千300万円ほどの増額補正となっており、全市的には9千800万円ほどの支出増であります。

次は、(2)職位別の年収への影響額をご覧ください。

給与改定により生じた差額を職位ごとに具体的に表したものです。

職員の給与は、その職員の持つ業務上の責任や難易度により区別されておりますが、表の左から職位・平均年齢・給料などを大まかではありますが記載しています。全職員の平均は、表の最下段に記載のとおりです。

続きまして、資料5ページ、資料番号3-3、(3)一般会計における改定額をご覧ください。

左から、区分・対象人数・職員給与費年間計、そして一人当たりの平均月額を記載しています。

まず、給与改定に係る所要額であります。年間の給料月額(ア)は、970万7千円、諸手当(イ)では4,203万5千円、法定福利費(所謂、社会保険料相当分)を含む総額(ウ+エ)は6,283万円の増となりました。

これらを、対象者数と12月で除したものが、「職員一人当たりの月平均」であります。

全体の平均では、一人当たり、法定福利費を含み7,700円ほどの人件費の増額となりましたが、平均額を求めるに際し、基礎となります職員数の中に、市長などの特別職や再任用職員が含まれておりますことから、この改定額は、あくまでも目安程度のものご理解ください。

以下は、参考資料です。

下段の表は、「級別の標準的な職務内容」です。

4級＝主任・係長、5級＝主幹・副長、6級＝課長で、7級＝署長・次長、8級＝消防長です。

続きまして、資料6ページ、資料番号3－4をご覧ください。

上段の表は、初任給について記載したものでありますが、一般的に、新しく採用された職員は、学歴と職務経験に応じ、採用時に規則で決められている初任給が決定されます。これを、学歴区分と職種ごとに比較したものが、この表です。

主に市役所で事務をしている「行政職」と消防本部・署で勤務している「消防職」の初任給の給料月額を併記しておりますが、今回の給与改定に伴い、国家公務員と同様に初任給も一律2,000円の増額となっています。

続きまして、下段の表「級別職員数」は、昨年11月1日現在の各級ごとの職員数とその構成比を表しています。

当市の行政職と消防職を比較しますと、消防においては、その構成比率から行政職と比較し、6級・課長職以上が極端に少なくなっていることが分かります。

長くなりましたが、以上で給与改定に係る説明を終了いたします。

なお、当市では、今月下旬から開催を予定しています平成27年第1回定例市議会に「江別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」を提出案件の一つとしており、12月議会に引き続き、給与条例の改正を行う予定です。

その内容等につきましては、給料月額の平均2%の引き下げや管理職特別勤務手当の一部見直しなどと伺っておりますが、消防本部といたしましては、総務部人事担当部局より、その詳細についての説明を受けておりませんので、次回の消防委員会で報告させていただきます。以上です。

山崎委員長 　ただ今の報告につきまして質問等はございませんか。

村田委員 　予算に関係のあることですが、消防計画に基づいて人員を増やしていく予定なので、平成27年春の採用予定者は何名ですか。

永嶋課長 　平成27年度は消防職員の定数が条例で130人となっておりますが、消防職員が3名退職いたします。その補充といたしまして新たに平成27年4月1日から3名採用されて130人という数字を堅持するということになっています。以上です。

村田委員 　退職者が3名ということで3名採用されるということですが、消防計画では年齢低下を図るために、もう少し採用数を増やしていたはずですが、そのあたりはどうなっていますか。

田中消防長 　条例定数については130人のままで条例の定数改正はいたしておりません。定数管理については、昨年、総務部の方で市役所全体の定数の見直しに向けた方針が示され、消防職員については130人のままで継続することになりますが、それは10年間の中の計画であり、5年後には見直しをかけるというふうに聞いております。以上です。

田村委員 　3ページの(1)、給与の月額の算出方法はどのようになっていますか。

木村次長 　給与の月額の算出方法は、給料表各級ごとに一人ずついたと考えまして、全部を足してそれをその号俸数で割ります。それで出たのが給料表での平均の給料計算ということになります。私の説明の中でこれは実質のものとは違いますがというお話をさせていただきました。というのはこのお手元でございます、給料表

の中に全部人がいるわけではないものですから、こういう数字にはならないということでございます。

田村委員 次に(2)の通勤手当ですが、この給料の中で、該当になる職員が一番多いのはどこですか。

木村次長 消防職ということではなく、市役所職員ということで解釈していただきたいのですが、正確な数字は職員課からもらっていません。市内に住んでいる者が本庁に通うということを考えますと2km から10km の範囲が一番多いのではないかと考えております。

田村委員 なぜこのような質問をしたかと言いますと、当社でも、火災時を考えたときにできるだけ少ない職員で火災に対応するには市内にある程度住んでいなければならないわけです。強制はできないわけですが、消防はたいへん頼りにされる部署ですから、それでお聞きしました。市外居住者が100%に達したら困らないか、そのあたりをどのように考えておられますか。

田中消防長 今のご質問ですが、消防職員は江別に居住するのが望ましいと考えております。しかしながら法的な部分もありまして、強制できないということもございます。たしかに消防職員の中には市外に居住する者がいますが、その比率は少なく、およそ25%となっております。市外に居住する職員は市内近郊に住んでいまして、もし台風などによる影響が生じる場合に警戒態勢をとらなければならない場合は、事前に警戒態勢をとり、そのような手段で安全安心を心がけており、今後も行いたいと考えております。

山崎委員長 私の方から一つ質問しますが、先ほどの通勤手当に関する質問で2km から10km の範囲が大多数を占めているという説明があり、私はいい数字だなと認識しております。ただ、市議会議員のブログをみていますと、市内に居住していない職員が多いというようなことが書かれていますので、色々な社会環境の中で、消防行政に障害ないということが十分に考えておられるわけですけれど、気象予報などいろいろなことを予測して体制が組まれると思いますが、個人的には2km から10km の範囲が多いというのは素晴らしいなと思います。

他にご質問等ありませんか。なければ、(4)平成26年災害等概況についてご説明願います。

西原課長 平成26年災害等概況についてと併せて、平成26年9月11日に発生した江別市の断水対応についてご説明いたします。

まず初めに平成26年1月から12月までの1年間における当市の災害等概況についてご報告申し上げます。9ページの資料4-1をご覧ください。

平成26年の災害概況の「1. 火災」についてご説明いたします。出火件数は37件で前年比5件の減少となっております。内訳といたしましては、「建物火災」が22件、「林野火災」が1件、「車両火災」が5件、ゴミ焼きの火の粉が枯草に着火したなどの「その他火災」が9件となっております。

次に中段、「(4) 死傷者数」につきましては、3人で内訳につきましては、死者が1人、負傷者が2人となっております。

次に「(7) 損害額」につきましては、4千498万7千円で前年に比べ1千411万7千円の増となっております。

なお、「(5) 焼損床面積」、「(6) 焼損表面積」、「(7) 損害額」につきまして

は、一部調査中のものがありますことから、今後変動することもあります。

次に「2. 救助」についてご説明いたします。平成26年の救助出動件数は、102件で前年比6件の増加となっております。主な内訳につきましては、多重事故や車両から脱出出来ないなどの「交通事故」が22件、練炭や硫化水素などによる「ガス及び酸欠事故」が9件、「水難事故」が4件、「その他の事故」は60件となっております。

「その他の事故」の主な内訳につきましては、施錠開放、安否確認などが28件、落雪事故が17件などとなっております。

次に「3. 警戒等」についてご説明いたします。警戒等の出動とは、火災、救助、救急支援出動以外の出動となっており、平成26年の警戒等出動件数は、194件で前年比17件の減少となっております。主な内訳につきましては、ホームタンク等からの「油漏れ」が60件、自動火災報知機などの「消防用設備等の誤作動」が45件、「たき火等の不始末」などが22件、ドクターヘリ要請等に伴う危険排除などの「その他」が35件となっております。

また、大雨や大雪による「風水害等自然災害事故」での出動はありませんでした。

次に「4. 救急支援」についてご説明いたします。救急需要への対応と早期救護の対策・強化として、救急現場へ救急車のほか、管轄のAEDを積載した消防車を支援出動させているものであります。平成26年の救急支援出動件数は、305件で前年比51件の減少となっております。

事故種別の主な内訳につきましては、心肺停止及び疑いなどのCPAが218件、住居等の出入口が狭隘などの建物等からの「搬送困難」が34件、高速道路上等の救急活動障害の排除や複数傷病者発生時における活動支援及び安全確保のための「危険排除」が28件などとなっております。

次に10ページの資料4-2をご覧ください。平成26年の救急概要についてご説明いたします。

平成26年の救急出場件数は、4,424件で前年比73件の減少となっております。主な内訳につきましては、「急病」が2,863件で全体の約65%を占めております。「一般負傷」が619件、病院間搬送などの「その他」が458件、「交通事故」が251件となっております。救急搬送人員につきましては、4,079人で前年比16人の減少となっております。

9ページの資料4-1にお戻りください。

上段の説明文、「5. 総出動件数」についてご説明いたします。災害及び救急出場を合計した総出動件数は、5,062件で前年比140件の減少となっており、救急出場件数及び救急支援出動の減少によるものであります。

災害等概況についてご報告につきましては以上であります。なお、引き続きまして、11ページの資料4-3断水対応についてご説明いたします。

平成26年9月11日から13日にかけて江別市内で発生した断水災害における消防部の対応等についてご報告いたします。

「1. 発生経緯」でございますが、

平成26年9月11日5時35分、北海道において初の「大雨特別警報」が発令され、集中豪雨の発生に伴い急激に千歳川が濁水し、浄水場の取水停止基準をはるかに上回ったことで取水・給水停止に至り、同日20時20分より市内一円（江別地区・野幌鉄北地区・文京台南町）で大規模な断水災害が発生したものであります。断水範囲は約33,400世帯、7万5千人の市民生活に多大な影響をおよぼしたものであります。各地区の断水から復旧までの時間等については記載のとおりです。

「2. 主な対応・活動内容」でございますが、

大雨特別警報発令後の初動対応についてであります。職員を招集し警防体制を

増強しました。警報発令中の活動としましては、河川及び急傾斜地の警戒巡視を継続実施しております。

その後、断水災害発生に伴い、断水地域の消火栓が使用不能となることから、災害対応要員・通信指令員・本部職員を招集し、更に警防体制を増強いたしました。

火災発生に備え、断水時における災害対応方針を決定し、職員に周知しております。合わせて消防隊の増隊と積載ホースの増強を実施しました。

また、近隣の5消防機関（札幌市消防局、北広島消防本部、石狩北部消防事務組合消防本部、岩見沢地区消防事務組合消防本部）に火災発生時の大型水槽車の事前応援要請を行っております。

市民対応としては、消防車及び広報車による断水及び給水所情報の広報活動を11日21時～13日13時までの間、延べ6回、車両14台、人員51名で実施、そのうち消防団によるものは車両6台・人員24名で実施しております。

断水発生時から復旧まで119番及び一般回線で市民からの電話問い合わせに対し延べ57件に対応しております。

また、水道直結型スプリンクラー設備が設置対象の小規模福祉施設13施設へ断水時に使用不能となる旨の説明及び火気取扱に関する注意喚起の電話連絡を実施しました。

大雨特別警報発令時の災害対応については、9月11日5時49分、大麻東町商店街において警報設備等の誤作動事案が発生しております。

断水発生後の9月12日11時27分に東野幌町において一般建物火災が発生しております。

次に対外協力として災害対策本部の依頼を受け、各種支援を実施しております。支援内容につきましては、記載のとおりであります。

(2)の大型水槽車で市内医療機関への補水活動については、断水発生後の12日より復旧までの間、人工透析設備がある江別市立病院や市内医療機関へ補水を実施しております。

なお、今月18日に行われました防災・水防会議において報告がなされましたが、現在総務部総務課危機対策・防災担当で今後の対応について検討を進めているところであります。

報告については以上であります。

山崎委員長

ただ今の報告につきまして質問等はございませんか。私は今回のような大きな断水は経験がないことなので、学校等ではいろいろな報告がされていると思いますが、川岸委員は何か感想はございませんか。

川岸委員

今回の断水に関しましては、私は学校におりませんでしたので経験のないことですが、計画停電の住区にあるということで、断水の時に電気がこなかった場合は気になる学校です。今回は聞くところによりますと、大麻地区は影響なかったようで、特には被害はなかったようです。

別件で質問があります。断水中に消火栓が使えなくなったときに火災が発生した場合、どのように対応するのですか。

堀江署長

江別地区、野幌鉄北地区、文京台地区は断水になりましたが、火災が発生した場所は東野幌町ということで、ここは断水地域でなかったということで消火栓の使用は可能となりました。それでも万が一のことを考えて、札幌市消防局には大型水槽の要請をしましたが、水不足による消火活動はなかったという事案でした。

- 川岸委員 関連して、大型水槽というのは江別市消防本部で何台所有しているのですか。
- 堀江署長 ほぼ 10 トンのタンクローリー型と同じタイプで積載水量 10 トンの水槽車を 1 台保有しております。各出張所にも 2 千から 3 千リットルの水を積んでいる水槽車を保有しており、一般的な住宅火災に一時的に対応できる水量ということを考えて消火活動しております。なお、それが延焼するようであれば消火栓の水が必要になり、万が一、今回の火災の場合、消火栓が使えなくても自前の水槽車とそれで足りなければ、近隣の消防本部の水槽車が来てくれれば、住宅火災の延焼は防ぎきれるということでそのような体制をとったということです。
- 山崎委員 飯沼委員は小さい子供さんをたくさん抱えていて、こういった問題では一番大変な現場だと思えますが。
- 飯沼委員 今回の断水については、大麻ですので直接被害はなかったのですが、職員の家庭は断水の影響が出ることになりました。大麻幼稚園と保育園がいっしょになっており、水をいろいろな用途で使うために水を備蓄しております。これは、1 日の飲料用、衛生面を考えての備蓄しております。
- 山崎委員 他にご質問はありませんか。
- 田村委員 大型水槽車が飲料水を給水できることを知りました。市立病院の院長も喜んでいました。大型水槽車のタンクの水は定期的に取り替えるのですか。
- 堀江署長 当市では大型水槽車に入れる水は必ず消火栓から補水しなさいということで、自然水は使っていません。年に 1 回、薬品を使ってタンク内の洗浄をしているということで、今回の断水での市立病院への給水については新たに新鮮な水を入れて、水道部の検査を受けて、これを 8 回、80 トンを市立病院へ給水いたしました。
- 田中消防長 今のご質問で若干の補足をさせていただきます。消防署長の方からお話したとおり、検査を受けた飲料水の積載しております。しかしながら、消防本部に常備している水槽車は火災が発生した時の消火がメインでございますので、飲料水を給水するというのは難しいこととなります。過去には緊急時にそういった給水活動をしたことはございますが、今回の断水での今後の市の対応につきましては、新たに給水車を入れるですか、手動で回す緊急貯水槽を簡単に組み上げる自動装置など、平成 27 年度内に向けて検討していかねばならないことを整理しているところでございまして、そのへんのところをご理解いただきたいと考えます。
- 山崎委員 他にご質問はありませんか。今回の断水では水洗トイレの水が皆さん大変お困りになったと思います。私も水の備蓄を心掛けるようになりました。
他になれば(6)車両の更新についてお願いします。
- 西原課長 報告事項(5)の「車両の更新」についてご説明いたします。
お手元の資料 12 ページ(5-1)をご覧ください。
はじめに、今年度に更新となった車両 3 台についてであります。上段①の「水槽付消防ポンプ自動車」につきましては、昨年 8 月に開催した当委員会においてご報告させていただきました車両であります。車両の特徴といたしましては、4

輪駆動方式の導入により、冬期間の災害時などにおいて、機動力の向上が期待されます。

また、消火薬剤の放水機能の搭載や資機材収納スペースの拡充のほか、視認性を向上するために赤色灯を増設しております。車両の納車につきましては、本年1月26日に納車し、取り扱い訓練を実施後、同月30日より江別出張所において運用を開始しております。

次に②の「その他の更新車両」につきましては、左側から「災害情報支援車」及び「広報車」の2台であります。右側の広報車につきましては、「江別市防火管理者連絡協議会と江別市危険物安全協会」から100万円の寄贈を受け、更新車両費用の一部にあてております。

次のページ（資料5-2）をご覧ください。（2）寄贈等に係る更新車両についてであります。上段①の「小型動力ポンプ付軽消防自動車」についてですが、今回寄贈を受けた車両は、日本損害保険協会にて展開しております、全国の消防団への「軽自動車寄贈事業」に対し、平成25年度に要望申請を行っていたところ、昨年7月に寄贈が決定し、12月15日に江別市長を始め関係機関の皆様のご臨席のもと、受納式を執り行いました。車両の特徴といたしましては、ハイルーフタイプの軽自動車を改良し、後部に小型動力ポンプを積載、また4輪駆動方式の導入や軽車両の特性であります小回りが効くことにより機動力の向上が期待されます。

寄贈車両につきましては、市町村消防団に対しての寄贈事業でありますことから、江北地区に配置し、運用を開始しております。

次に、②の「消防ポンプ自動車」についてですが、今回無償で借り受ける車両は、総務省消防庁にて展開しております、「消防団の充実強化」事業に対し、平成25年度に要望申請を行っていたところ、昨年8月に無償貸付車両の配備が決定したものであります。

車両の特徴といたしまして、本車両は東日本大震災を教訓に地域防災力の中核であります消防団の充実強化を目的として救助資器材が搭載されていることから、消防団の教育訓練や大災害時等での有効活用が期待されます。車両の納車時期につきましては、本年3月を予定していると北海道より伺っているところであります。

また、配置場所につきましては、現在のところ豊幌分団を予定しております。報告につきましては、以上でございます。

山崎委員

ただ今の報告につきまして質問等はございませんか。

特にないようですので、次第の4、その他に入ります。消防委員の方から何かありませんか。

田村委員

今回の議題には関係ありませんが、乗用車に乗っていると、いつも交差点で思うんですけど、消防車のサイレンの音は良く聞こえますが救急車のサイレンはなかなか聞こえません。遠くの方は聞こえますが、交差点に近づくと聞こえないのは何故なのかなと思います。

西原課長

サイレンの大きさは決まっていますので、聞こえづらいということはあるのですが、音声合成装置と併せてモーターサイレンを搭載し、できるだけ分かるようにはしています。交差点では救急車は減速して入りますので、譲ってくれたのかなと思ってそのまま通過する車両が多く、なかなか止まってくれないというのが現状です。本来であれば交差点では救急車が優先です。中には青が優先なんだという感覚で交差点を通過する人もいますが、道路交通法では救急車が優先になります

ので、交差点近くになりましたら、音が聞こえづらいということはあるかと思いますが、注意して走っていただければある程度認識はできると思いますのでご協力してもらいたいと思います。

永嶋課長 今の回答に補足いたします。道路運送車両法では救急時のサイレンは120デシベル以下というふうになっております。今、救急車のサイレンは120デシベルに設定しておりますけれども、交差点に入るときには、なかなか聞こえないということですので、サイレンを吹鳴して中に入っています。また、高級車になるほど室内の気密性が高く、サイレンが聞きづらいというお話を伺っています。

田村委員 サイレンの音が聞こえづらいという問題は、消防だけで解決できる問題ではないのかなと思いますが、これから高齢者が増えてくることがあり、免許更新の時に説明するとういと思います。昨年の9月11日の断水の時は、自宅近くでは市の広報車よりも消防車はよく聞こえました。そういう意味では感謝しています。

堀江署長 道内でも札幌市ですとか一部の地域でパストシステムというのがありまして、数百メートル手前から信号機が感知して救急車が通るとだんだんと青になっていくというシステムがあり、救急車を優先して信号を変えていくというシステムがじわじわと伸びていて、当市消防本部の救急車もそれに耐えられる設備を備えており、音が聞こえづらいということも改善の余地があるわけですが、交通システムを緊急車優先に変えていくということが国や我々の動きとなっています。

山崎委員 他にご質問等ありませんか。なければこれで議事を終了いたします。今日の委員会は活発な意見が出て、私は非常に充実した委員会だったと思っております。これで議長を解任させていただきます。本日は本当にありがとうございました。

永嶋課長 それでは以上をもちまして、平成26年度第1回江別市消防委員会を終了させていただきます。なお、平成27年度の消防委員会は年内に1度の開催を予定しており、年明けに2回目を予定しております。